

庁議付議事案書

開催・令和6年12月25日

所管部課		子ども未来部 子育て支援課		部長	志村 明子		
件 名		東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市児童育成手当条例					
	部課機関						
1. 要 旨 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）において、扶養控除の取扱いに関し、30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族に国内居住要件が設けられたことに伴い、同法律の条文を引用する都の「市町村児童育成手当条例施行規則参考例」の一部改正が行われた。これに基づき、東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正するものである。 (1) 内容 - 所得の額に関する規定（第3条）の改正 扶養親族等の要件を追加する。 (2) 施行日 - 令和7年1月1日 (3) 影響及び効果 - 所得税法の一部改正及び都の規則に則った、適正な制度運営を図ることができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに一部改正の手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。